

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、休日は、翌日)  
(翌日の翌日)

目次  
◇規則 鳥取県宮境港魚市場管理規則の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県宮境港魚市場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十四号

鳥取県宮境港魚市場管理規則の一部を改正する規則

鳥取県宮境港魚市場管理規則(昭和三十七年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「六時」を「七時」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

条例第四条の規定により徴収する使用料の納付期限は、その利用の日の属する月の翌月十五日とする。

第七条に次の一項を加える。

2 前項の許可の期間は、一月以内とする。

第十八条第一項を次のように改める。

卸売人はその日の取引の数量及び価格を、水産物の荷さばきのための利用の許可を受けた者(以下「荷さばき人」という。)はその日の荷さばきの数量を、それぞれ場長に報告しなければならない。

第十八条第二項中「卸売人」の下に「又は荷さばき人」を加える。

様式第一号中

- |   |         |       |
|---|---------|-------|
| 4 | 使用料     | 「     |
| 5 | 指定仲買人の数 |       |
| 6 | その他参考事項 | 」     |
|   | を       |       |
| 4 | 指定仲買人の数 | 「     |
| 5 | その他参考事項 | 」     |
|   |         | に改める。 |

様式第3号

鳥取県営境港魚市場利用（荷さばきの業務）許可申請書

鳥取県営境港魚市場長 殿

年 月 日

申請人 住所

氏名

㊤

下記のとおり、鳥取県営境港魚市場を利用したいので許可して下さるよう申請します。

記

- 1 利用目的
- 2 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 荷さばき計画数量
- 4 その他参考事項

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

様式第三号を次のように改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価 一部一箇月三百円（送料を含む。）】